

浪江町議会議員 一般選挙の投票率を お知らせします

4月23日に行われた浪江町議会議員一般選挙の投票率は、45.21%でした。
今回の投票率は、前回は8.6ポイント下回り、過去最低となりました。

確定投票率

	男	女	計
当日投票数	1,623人	1,594人	3,217人
期日前投票数	1,585人	1,675人	3,260人
不在者投票数	273人	383人	656人
投票総数	3,481人	3,652人	7,133人
当日有権者数	7,623人	8,156人	15,779人
投票率	45.66%	44.78%	45.21%

投票総数内訳

投票総数	有効投票数	無効投票数	持ち帰り票数
7,133	7,021	112	0

賠償請求 はお済みですか？

第3回 宅地・建物・借地権

東京電力の賠償は損害項目が多岐にわたっています。損害項目別にシリーズ化して解説しますので、ご一読ください。第3回は「宅地・建物・借地権」です。追加賠償と借地権について説明します。請求が済んでいない方へは次回に説明します。

内 容

<宅地・建物の賠償>

- ①所有されている宅地・建物については、原発事故発生時点の財物価値（時価相当額）から、避難期間における価値の減少分が賠償されます。
- ②事故から72か月（6年）で、財物価値が全て失われている「全損」として賠償金額が算定され、帰還困難区域は「全損」として賠償されています。

<帰還困難区域以外の追加賠償>

- ③帰還困難区域以外は、「避難指示解除の見込み時期（5年）」に応じて、以下のとおり賠償されていました。

賠償金額（5/6）＝時価相当額 × 避難指示期間割合（60か月/72か月）× 持分割合 + 諸費用

- ④帰還困難区域以外の避難指示が6年を経過したことから、以下のとおり、**追加の賠償**が進められています。

賠償金額（1/6）＝時価相当額 × 避難指示期間割合（12か月/72か月）× 持分割合

詳しくは、東京電力から送付されている「追加でお支払いする賠償金のお知らせ」をご確認ください。

<借地権の賠償>

- ①宅地を有償で借りて、その土地に建物を所有

している場合は「借地権」が賠償対象となります。一方、その土地を貸している方へは「底地権」が賠償対象となります。

借地権（借りている土地）の賠償金額
＝宅地の時価相当額 × 20%

底地権（貸している土地）の賠償金額
＝宅地の時価相当額 × 80%

- ②なお、借地権・底地権の各割合に当事者同士の合意がある場合は、その割合に応じた賠償も可能です。

不明な点等は東京電力へお問合せください。

東京電力連絡先

土地・建物・家財について **TEL 0120 (926) 596**
受付時間：9時から19時（月～金曜日、祝日を除く）
9時から17時（土・日曜日、祝日）

※東京電力は平成29年6月～9月の第2火曜日に、浪江町役場本庁舎で臨時窓口を開設します。また、希望される方に対し浪江町内の自宅へ訪問支援を行います。窓口での相談、訪問支援を希望される方は、東京電力予約連絡先へご連絡ください。

東京電力予約連絡先 **TEL 024 (526) 0154**

問 総合窓口課 賠償支援係 **TEL 0243 (62) 1105**